

平成26年4月1日

平成26年度公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（別紙1）で就労する障がい者の自立の促進に資するため、県の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、本学の事務局、研究室ほかすべての部署に適用する。

3 調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、本年度の調達目標を次のとおり定める。

- ・物品（記念品、庁用物品等） 30千円
- ・役務（除草、クリーニング、名刺等印刷、データ入力業務等） 200千円

4 調達推進の方法

- (1) 本方針に基づき障がい者就労施設等から調達を行う物品等は、別紙2のとおりとする。
- (2) 各発注者は障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたり、法律の円滑な施行のための基礎的資料として随時更新されることとなっている「大分県庁障害福祉課ホームページ※」を活用することとする。

※<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/jusanseihin.html>

(障害福祉サービス事業所等で販売している製品や提供できる役務の紹介ページ)
「物品・役務を販売・提供する県内障がい者施設等の一覧表」及び「注文票」等掲載

5 調達方法の公表

本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、公表する。

(別紙1)

本方針の対象となる障がい者就労施設等

1 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等

就労移行支援事業所

就労継続支援事業所（A型・B型）

生活介護事業所

障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

地域活動支援センター

小規模作業所

2 障がい者多数雇用企業

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社

・重度障がい者多数雇用事業所

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

3 在宅就業障がい者等

自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
（在宅就業障がい者）

在宅障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

	品目・業務	(参考)主な調達部門
物品	各種印刷物(名刺印刷、資料印刷等)	事務局、各委員会、各研究室 等
	弁当、お茶、コーヒー、お菓子等	事務局、各委員会 等
	記念品	事務局、各委員会 等
	庁用物品(封筒、保存ファイル等)	事務局
	その他(消耗品、備品等)	事務局、各委員会、各研究室 等
役務	敷地除草・清掃業務	事務局
	学内清掃業務	事務局
	学内各種保守・管理業務	事務局
	学内廃棄物処理業務	事務局
	クリーニング	事務局、各研究室 等
	データ入力業務	事務局、各委員会、各研究室 等
	その他業務	事務局、各委員会、各研究室 等